

| 受理官庁 GH | 登録長官部 (ガーナ) | 附属書 C GH |
|--------------------------------------|--|-------------|
| 右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁 | ガーナ | |
| 国際出願の作成に用いることができる言語 | 英語 | |
| 紙形式について受理官庁が要求する部数 | 3 | |
| 受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)? | 認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。 | |
| 管轄国際調査機関 | オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁 又はスウェーデン知的所有権庁 (PRV) | |
| 管轄国際予備審査機関 | オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) ¹ 、欧州特許庁 ² 又はスウェーデン知的所有権庁 (PRV) | |
| 受理官庁に支払うべき手数料 | 通貨：ガーナ・セディ (GHS) 及び米国・ドル (USD) | |
| 送付手数料 | GHS 2,500 個人又は従業員25人未満の法人の場合 GHS 5,000 従業員25人以上の法人の場合 | |
| 国際出願手数料 ³ | USD 1,437 (1,346) ⁴ (1,435) ⁵ | |
| 30枚を超える1枚ごとの手数料 ³ | USD 16 (15) ⁴ (16) ⁵ | |
| 調査手数料 | 附属書D (AT), (AU), (CN), (EP) 又は (SE) 参照 | |
| 優先権書類の手数料 | USD 20 | |
| 受理官庁は代理人を要求するか? | 不要、出願人がガーナに居住している場合 要、出願人がガーナの非居住者である場合 | |
| 誰が代理人として行為できるか? | ガーナで登録されている弁理士又は弁護士 技術者又は技術について資格があると登録官が自己の裁量で認めたその他の科学者 | |

1 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。

2 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁又はスウェーデン特許登録庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

3 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。

4 括弧内の額は2023年1月1日から適用される。

5 括弧内の額は2023年3月1日から適用される。